

国 有 財 産 売 払 公 示 書

下記により国有財産を一般競争入札により売払います。

1 売払物件

入札番号	所在地（登記簿上）	区 分	数 量	備 考
1 号	青森県東津軽郡外ヶ浜町 蟹田田ノ沢 11-12、11-13	土 地	3,499.54 m ²	別紙売払物件内訳書 及び図面（実測図、 位置図）のとおり

2 競争参加者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条又は第 71 条の規定により、契約担当官等が一般競争入札に参加させることができない者又は参加させないことができる者。
- (2) 国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）第 16 条の規定により、当該国有財産を譲り受けることができない者。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者。

3 入札要領及び契約条項を示す場所

青森県青森市篠田 3 丁目 22-16

青森森林管理署 総務グループ 管理担当 TEL. 017-781-0131

4 入札の場所及び入札、開札の日時

- (1) 入札場所 入札要領及び契約条項を示す場所

青森森林管理署 総務グループ 管理担当 TEL. 017-781-0131

- (2) 入 札 平成 27 年 8 月 26 日（水曜日） 午前 11 時 00 分締切
なお、入札保証金の受付は、午前 9 時 30 分から午前 10 時 30 分までとします。
また、郵便による入札は認めません。

- (3) 開 札 入札締切後、直ちに開札します。

5 入札保証金

入札者は、入札前に、入札保証金として入札金額（課税物件がある場合は、消費税相当額を含む金額）の 100 分の 5 以上（円位未満切上げ）に相当する金額を、現金又は銀行若しくは契約担当官が確実と認める金融機関（出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第 3 条に規定する金融機関）が振り出し、若しくは支払保証をした持参人払小切手とし、

支払地を青森市内の金融機関とした小切手により納付しなければなりません。

なお、入札保証金には利息を付しません。

落札者以外の入札者に対しては、入札保証金を納付したとき発行した受領証書と引換えに、速やかに入札保証金を還付する。

6 入札の無効

競争参加に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

7 契約不履行

落札者は、落札決定の日から起算して 30 日以内に契約を結ばないときは、その落札は取り消され、入札保証金は国庫に帰属します。

8 契約書作成の要否及び代金支払方法

契約書の作成を要し、契約の際には契約保証金として契約金額（課税物件がある場合は、消費税相当額を含む金額）の 100 分の 10 以上（円位未満切上げ）に相当する金額を納付しなければなりません。

また、契約金額より契約保証金を差し引いた残りの代金については、契約締結の日から起算して 20 日以内に納付しなければなりません。

なお、納付期限が休日に当たる場合はその前日を納付期限とする。

9 売払いの条件

(1) 暴力団事務所への利用等の禁止

落札者は、国有財産売買契約締結の日から 10 年間、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これらに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は第三者に貸すことを禁止します。

(2) 風俗営業等の禁止

落札者は、国有財産売買契約締結の日から 10 年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に定める風俗営業、同条第 5 項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

(3) 所有権の移転及び権利設定の禁止

落札者は、国有財産売買契約締結の日から 5 年間、国に書面による承認を得ないで、売買契約についての売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転（落札者間の持ち分を権の譲与も含む。以下「所有権の移転」という。）をし又は売買物件について地上権、質権、使用貸借による権利若しくは賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定（落札者間の設定を含む。以下「権利の設定」という。）

(4) 入札条件の履行状況を確認するため実地調査を実施、又は報告を求める場合があり、落札者はこれを正当な理由なく拒み、妨げ若しくは忌避し、又は求められた報告を怠ってはなりません。

- (5) (1)の条件に違反したときは、何ら催告を要せず、本契約を解除できることとします。
- (6) 落札者が、(1)、(2)又は(3)の条件に違反したときは、売払代金の3割に相当する違約金を徴収します。
- (7) 落札者が、(4)の条件に違反したときは、売払代金の1割に相当する違約金を徴収します。

10 引き渡し

売買物件の所有権が買受人に移転（落札者が売買代金を納付したとき）したときに引き渡しがあったものとし、買受人は当該物件の受領書を遅滞なく提出するものとします。

11 現地説明の日時及び場所

- (1) 日 時 平成27年8月4日（火曜日） 午前11時00分
- (2) 場 所 青森森林管理署 蟹田森林事務所前

12 問い合わせ先

青森県青森市篠田3丁目22-16

青森森林管理署 総務グループ 管理担当 TEL. 017-781-0131

13 契約内容の公表

契約締結したものについては、その契約内容（物件所在地、区分・数量、契約年月日、個人・法人の区分）を公表することとなります。

なお、契約金額については、買受人の同意が得られた場合のみ公表することとなります。

14 入札者は、本公示書のほか、入札要領及び国有財産売買契約書（案）を十分理解の上、入札するものとします。

15 その他売払物件に係る重要説明事項等

(1) 落札者は、契約の締結に先立ち、競争参加者に必要な資格の証明として、法人にあつては商業登記簿謄本又は登記事項証明書（履歴事項全部証明書）を、個人にあつては本籍地の市区町村長の発行する「身分証明書」及び法務局・地方法務局が交付する成年被後見人・被保佐人・被補助人に該当していないことを証明する「登記されていないことの証明書」を、それぞれ提出しなければなりません。

なお、個人の場合に必要な法務局・地方法務局が交付する「登記されていないことの証明書」の発行手続きについては、次のとおりです。

【窓口申請の場合】

東京法務局民事行政部後見登録課 各法務局・地方法務局戸籍課

※ 県庁所在地にしかありません。支局や出張所では取扱いしていません。

【郵送申請の場合】

東京法務局民事行政部後見登録課

（郵送先）〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎

東京法務局民事行政部後見登録課

※ 申請書が郵送されてから証明書が手元に届くまで約1週間～10日程度かかることから、郵送により申請する場合は、早めの手続きをお願いします。

(2) 入札保証金の返還の際に収入印紙(200円)が必要となりますので、入札枚数を考慮した枚数を予め準備してください。ただし、印紙税法上の非課税法人又は個人で営業に関しない者の場合は必要ありません。

(3) 本物件は現状のままで売払います。

(4) 法令に基づく制限として、都市計画法の「都市計画区域 第1種住宅地域」に該当していますが、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。また、建築物や開発等によっては、都市計画法、建築基準法及び地方公共団体の条例等により指導がなされる場合がありますので、各関係機関にご照会ください。

(5) その他詳細については、青森森林管理署総務グループへお問い合わせ下さい。

以上告示する。

平成27年7月27日

分任契約担当官

青森森林管理署長 宿利 一弥

別紙

売 払 物 件 内 訳 書

所在地（登記簿上）	区 分	地 目	数量（㎡）	備 考
青森県東津軽郡外ヶ浜町 蟹田田ノ沢 11-12	土 地	宅 地	154.52	
青森県東津軽郡外ヶ浜町 蟹田田ノ沢 11-13	土 地	宅 地	3,345.02	
計			3,499.54	

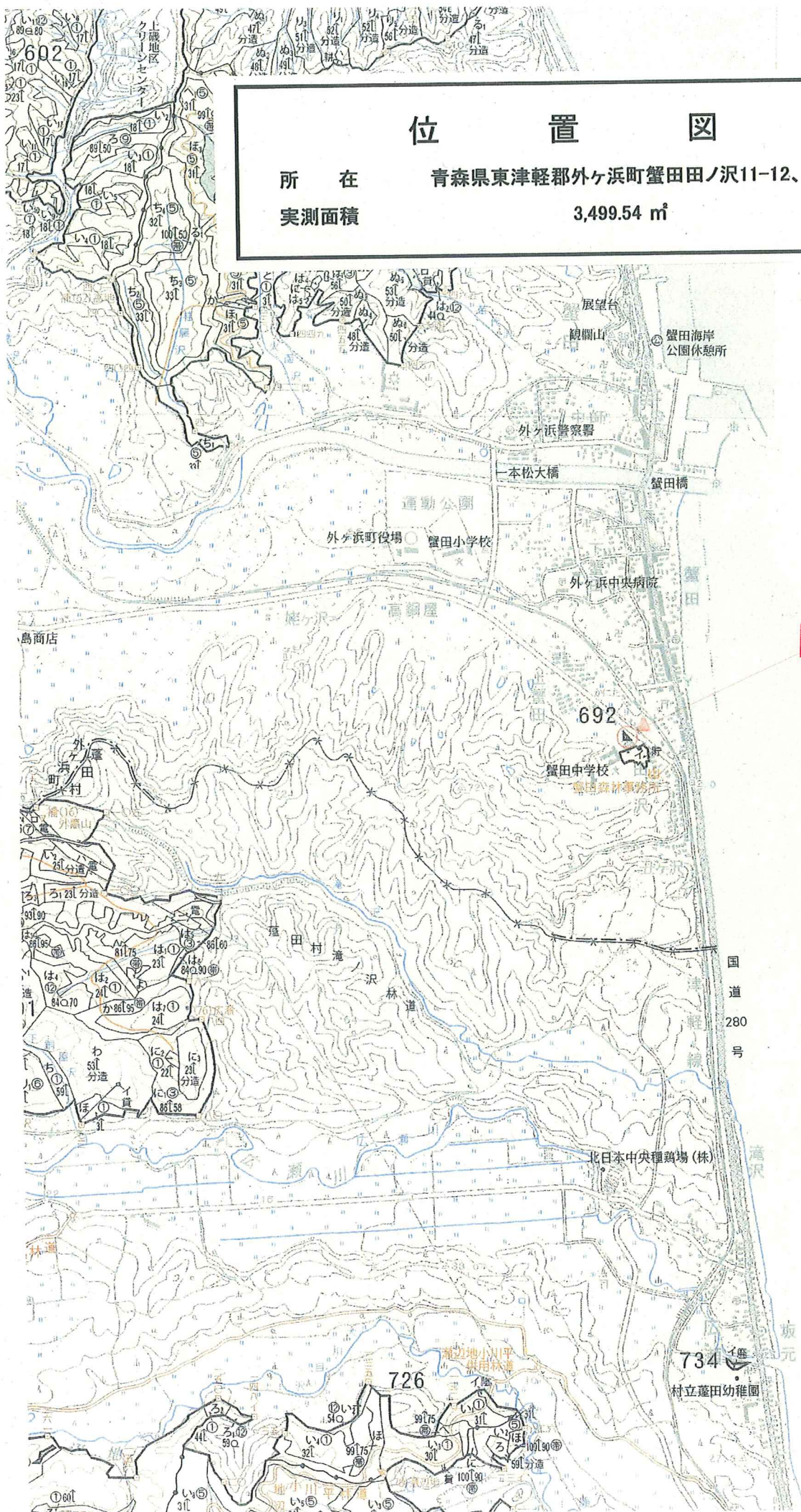
位置図

所在

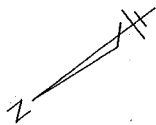
青森県東津軽郡外ヶ浜町蟹田田ノ沢11-12、11-13

実測面積

3,499.54 m²



売払箇所

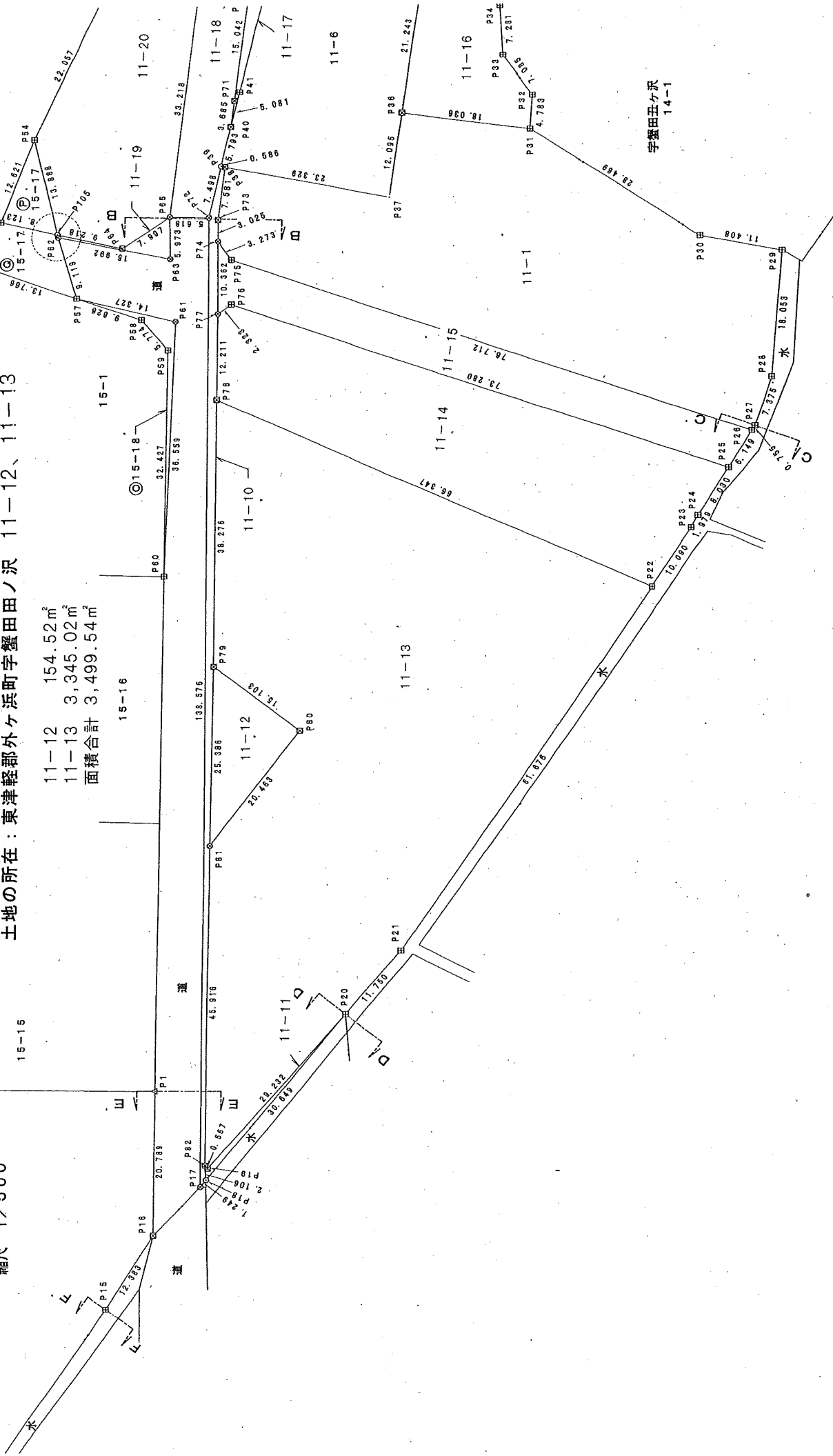


縮尺 1/500

実測図 縮尺 1/500

土地の所在：東津軽郡外ヶ浜町宇蟹田田ノ沢 11-12、11-13

11-12 154.52㎡
11-13 3,345.02㎡
面積合計 3,499.54㎡



宇蟹田田ノ沢
14-1